

消費者団体との施策意見交換会

「食品に関するリスクコミュニケーション（残留農薬について）」

第1回の概要について

- I 日時 平成15年9月10日（金）14：00～16：30
II 場所 農林水産省共用会議室C（日本郵政公社2階）
III 出席者 消費者団体 34団体（別添）
農林水産省 大臣官房 : 大臣補佐官、大臣官房企画
評価課長

消費・安全局 : 局長、参事官、総務課長、
農産安全管理課長、同農薬
対策室長、消費者情報官

総合食料局 : 計画課長

食品安全委員会事務局 リスクコミュニケーション官、同
勧告広報課課長補佐

厚生労働省 医薬食品局食品安全部企画情報課課長補佐

- IV 議題 1. 残留農薬についての意見交換
2. 行政からの情報提供
(1) 米の需給について
(2) 新たな食料・農業・農村基本計画の策定について

V 議事概要

1. 消費・安全局長あいさつ

本日は、皆様お忙しい中にもかかわらずお集まりいただきましてありがとうございます。

この7月に政府の食品安全行政が大きく見直され、国民の健康保護を最優先とすること、食品安全行政にリスク分析手法を導入すること、こうした基本的考え方を規定した食品安全基本法に基づき、リスク評価を行う食品安全委員会が設置されました。

農林水産省としましても、こうした政府全体の食品安全行政に対応するため、産業振興部門から独立して食品分野における消費者行政とリスク管理を担当する部局として、本省に「消費・安全局」を設置するとともに、地方においても地方農政事務所を設置する等のリスク管理体制を整備しました。

また、農林水産省が新しい食品安全行政に取り組みための指針として6月にとりまとめた「食の安全・安心のための政策大綱」に基づく具体的な取り組みを「工程表」としてとりまとめました。

リスク管理施策やリスクコミュニケーションを、具体的に今年の暮れまでのいつ、何をするのかを皆様にお知らせし、そのスケジュールにそった形で進めてまいります。

生産現場において、農薬、肥料、飼料や動物医薬品などの生産資材がルール通り使われるよう地方機関や地方公共団体と連携して指導、対応していきます。

また、生産現場のものは、加工、流通を経て消費者の手元に届きますが、必要があればトレースするようトレーサビリティを導入するお手伝いをしたいと思います。

消費者がふだんから選択するための表示についてもきちんと実行されるようチェックします。消費者ニーズに応えられるよう表示制度の追加や改善をします。

生産、流通、消費の一連の過程で行政が適切に対応するリスク分析手法のリスク評価、リスク管理に続く3本目の柱としてリスクコミュニケーションがあります。

消費者などの関係者の皆様に、わかりやすく情報を開示し提供することが重要です。その情報を参考にしつつ、できるだけ多くの関係者の意見を施策に反映させる双方向の流れがリスクコミュニケーションです。

本日と30日は、できるだけ多くの消費者を代表する方と残留農薬についてのリスクコミュニケーションを行うため、初めての試みとして試行錯誤を重ねながら消費者、事業者を含めてご理解を得て実りあるものにしていきたいと考えております。

是非、ご協力をいただくようお願いいたします。

2. 残留農薬についての意見交換の概要

(1) 消費者団体などからのご質問・ご意見と回答

○マイナー作物に対する措置

- ・ 地域特産的作物（マイナー作物）の作物残留試験などが行われる当分の間として、適用のない作物への農薬の使用を国が認めているのはいかがか。6千以上の農薬と作物の組み合わせが認められているが、本当に残留試験が行われているのか。残留分析で基準を超え

たら出荷を停止するというが、元々残留基準がないではないか。

- ・ 地産地消活動を行っているが、地域特産のマイナー作物に使える農薬が少ないためマイナー作物がなくなり、食育に支障が出るのではないかと心配。国は、農薬登録に補助したり研究に力を入れてほしい。

○販売者の資格制度

- ・ 医薬品は医師や薬剤師が処方しているように、農薬でも販売者に対する資格試験や認定制度を導入するべきではないか。使用者に対する使用方法の情報提供が必要。

○食品衛生法による規制

- ・ 食品衛生法の残留農薬基準に基づいて農水省が取り締まれるのか。

○失効農薬の処理

- ・ 農家の手元などに残った失効農薬はどのように処理されているのか。

○農薬使用量の推移

- ・ 農薬の製剤出荷量と耕地面積当たりの出荷量はどちらも減っているが、農薬そのものが変わったためか。毒性が強い農薬が減っているのはなぜか。

○農薬の適正使用、農薬の残留状況の確認

- ・ 農薬が適正に使用されていることをどう把握するのか。
- ・ 農水省が行う残留農薬の検査は抜き取り調査でやっているのか。650農家分の残留分析をするというが、どのような方法で行っているのか。
- ・ 農水省は農薬の使用方法をチェックするため、4千の農家の使用状況の点検や650農家の残留分析をするというが、結果を公開するのか。対象外の農家についてはどのように確認しているのか。

○毒性試験

- ・ 食品から摂取され長期間蓄積されてはじめて発症する物質もある。寿命が2年のラットやマウスで毒性試験をした結果を、同じ哺乳類だという理由で寿命が80年のヒトにあてはめて良いのか。

○農薬使用者に対する安全性

- ・ 農薬を使用する生産者の健康も心配である。

○使用基準の設定方法

- ・ 果樹などは多くの種類の農薬が使われているが、こうした作物の使用基準はどうなっているのか。

○無登録農薬問題

- ・ 無登録農薬の回収や処理がどうなっているかの説明が必要。
- ・ 農水省のホームページを見ても、無登録農薬問題の状況はわかる

が、使用された理由がわからない。

○都道府県との関係

- ・ 都でも農薬に関する独自の取り組みを行っているが、農薬に関する農水省の権限は、何が都道府県にもできるようになっているのか。

○有機農業の推進

- ・ 農薬取締法は、農薬は作物への被害、労力から見て必要だという立場にたっているが、有機農業で農業は可能だという立場で施策を進めてほしい。有機農業は、機械化でかなり労力削減できる。転換して3年から5年以上で立派な作物ができる。農水省は、市民団体や消費者団体の活動現場に出かけてコミュニケーションしてほしい。
- ・ 農水省は、全国の有機農業をしている人の情報を集め、日の目を見るようにすべき。
- ・ なるべく農薬を使用しないものが良い。無登録農薬などで出荷自粛などが出ているようだが、農家に情報発信したり、学習会の実施や予算をつけたりすることにより有機農業に向けてほしい。

○環境保全型農業の推進

- ・ エコファーマーが3万人いることについて、この施策が成功していると考えるか。

○農薬の使用規制

- ・ CNP除草剤の反対運動に取り組み、製造中止に追い込んだが、使用禁止にならない間にダイオキシンが放出されても誰も責任をとらなかった。農薬の危険性がわかったら迅速に対応してほしい。

○農薬の残留状況の確認

- ・ 商社などの食品輸入業者は自前の残留農薬の検査施設を持っていない。国が責任を持って残留農薬の検査をすべき。

○登録時の安全性の確保

- ・ 毒性試験はメーカーの負担で行っているというが、内容を農薬検査所などの第三者がどうチェックしているのか。農薬の純度がどう保たれているのか疑問。

○残留農薬基準のポジティブリスト化

- ・ 厚生労働省は、海外で使用されている農薬について拙速に暫定基準を設けることで食品の安全性が脅かされないか。食品安全委員会に諮問されるデータはしっかりしたデータか。

○トレーサビリティ

- ・ トレーサビリティの進捗状況を知りたい。

(2) 行政からの回答

(農薬対策室長)

○マイナー作物に対する措置

- ・ マイナー作物に使用できる農薬は少ない現状にあり、このままではマイナー作物が作れなくなる場合もあるため、メーカーで農薬残留データの作成ができないのであれば産地で作成し、この結果をもとに登録を取ることとしている。経過措置は、安全な使用方法を定めて並行して安全確認の試験をすることを前提に、各県からの申請を受け、承認しているもの。作物の登録拡大に必要な作物残留試験などのデータ作成は各県で分担して行っているが、関係の情報はお知らせしていく。データが作成できないものは登録をあきらめてもらう。

○販売者や使用者の資格制度

- ・ 農薬はラベルのとおり使用すれば問題がないものであり、販売者の資格制度は考えていない。適正な販売が行われ、購入者の相談にも乗れるよう農薬管理指導士を各都道府県で育成し、販売店に置くよう指導している。現在、全国で37,000人いる。使用者に対しては、現在でもインターネットで公表しているデータで農薬の適用作物や病害虫などが検索できるが、一般の消費者にもわかるよう改善したい。

○失効農薬、回収された無登録農薬の処理

- ・ 農家にある古い農薬は、①失効したものと②単に古くなったものがあるが、3年を過ぎたら使用しないよう指導している。処分は、産業廃棄物扱いとなる。JAや地域で日にちを決めて回収する取り組みが各地で行われるようになっており、マニュアルを作る等により支援したい。昨年の無登録農薬のうちPCNB(殺菌剤)だけはダイオキシンが含まれていたもので、特に安全上、問題がないことが確認された技術で処理することを指示している。

○農薬使用量の推移

- ・ 農薬の使用量が減少しているのは事実。毒性は低いけど効果がある農薬が開発されている。

○農薬の適正使用、農薬の残留状況の確認

- ・ 農家が農薬を使用するところを見ていることはできず、記帳内容をチェックすることになる。記帳運動や地域の活動の中でチェックされることを期待している。農協などで自前で出荷前の分析など消費者の意向を踏まえた自主的なチェックをしているところも多い。

○農水省が行う残留農薬の検査

- ・ サンプルを取って(独)農林水産消費技術センターが分析する。分析結果は公表を予定している。

○農薬使用者に対する安全性

- ・ 散布時の事故や誤飲による急性中毒症への対処のための情報を得るために登録の際には生体機能への影響試験を行っている。また、使用上の注意をラベルに明記しており、暑くても防除用メガネやマスクを着るよう指導している。こうした指導は、毎年6月に行う農薬危害防止運動でも実施し、資料として中毒の措置情報を保健所、医療機関に配付している。

○使用基準の設定方法

- ・ 多くの種類の農薬を使用した場合でも、総使用回数の上限は、同じ成分の農薬ごとに決まっており、これは守らなければならない。記帳が必要である。

○無登録農薬問題

- ・ 無登録農薬を使用しても罰則がないなど法制度に不備があった。また安くて効果があり、使用回数が少なくてすんだということもあったようだ。

○都道府県の権限

- ・ 昨年の農薬取締法の改正で、無登録農薬の販売に対する行政処分権限を都道府県にも設けた。

○環境保全型農業の推進

- ・ エコファーマーは毎年1万人も増加中。なりたい方も多く今後も増加するだろう。

○農薬の使用規制

- ・ CNP除草剤は今でも製造者に回収を続けさせ、厳重に保管させており、保管状況のチェックも行っている。

(厚生労働省企画情報課課長補佐)

○毒性試験

- ・ 寿命の長い動物といっても、ほ乳類から離れても評価は困難、また、ヒトで調べることもできない。ラットやマウスによる2年間の調査結果をそのままヒトに当てはめているわけではなく、種差10倍、個体差10倍で100倍の安全係数をかけることにより安全率を見ている。この考え方は国際基準にも合致。

○農薬の残留状況の確認

- ・ 輸入農産物は検疫所で監視し、都道府県では国産食品も輸入食品もチェックしている。改正食品衛生法では、事業者の責務として、自主的な検査に努めていただくことが盛り込まれた。事業者の自主的な検査に加え、各機関で検査を有機的に行うことで安全性が担保されている。検疫所では監視指導計画に基づき、定期的に検査している。国の予算で行うモニタリング検査は昨年52,000件だった

たものを今年度は73,000件行う予定。この他、違反の可能性が高いものについて事業者には検査義務を課す命令検査がある。

- ・ 残留農薬の分析を受託している検査機関が日本にいくつもあり、信頼性を確保するためG L P（優良試験所規範）認証制度を運用している。国で検査すべきという御意見があったが、職員を増やすことは難しく、ご理解いただきたい。増加する輸入食品に対して全てを国で検査するのは困難。信頼できる機関に委託できるよう仕組みをかえているところ。

○残留農薬基準のポジティブリスト化

- ・ 現行食品衛生法では、明らかな健康被害がある場合は別として、基準のないものについて規制することができない。外国の基準には、比較的値の大きなものもあるが、暫定的な基準を設定することで、それを越えるものの規制が可能となり、現状よりは一步前進。しかるべき基準があるとの申し出のあった米、豪、N Z、加、E U）の基準を参考に3年以内に暫定的な基準を決め、その後正規の基準とするための見直しを行う。

（消費安全局長）

○有機農業の推進

- ・ 生産物を供給する際に、一番重要なのはニーズに応えることであり、個人的には有機だけが安全とは思わないが、有機農産物が欲しい人には渡る仕組みが必要。このため有機農産物のJ A Sの認証制度があり、認証された農家は8,000人いる。創意工夫する生産者を支援することが重要であり、来年度から水田農業対策の中でも有機農業に取り組む人に一定の支援策を講じる。

（消費者情報官）

○トレーサビリティ

- ・ 牛については、この11月から法律が施行され10ケタの番号を付すのが法律で義務づけられた。一般の食品すべてについて同様なことをやると国民の負担の問題があるので、何か問題があったときに履歴をたどれるよう、記帳などをもとにたどっていける仕組みを作っていきたい。少し高くても安心を求めるならトレーサビリティがあるものを選択すればよい。

（3）回答等に対する消費者団体などからのご意見、ご質問

○農薬被害への責任

- ・ 30年前に禁止されたドリリン剤などの農薬が畑から検出された場

合や、川に流れ込んで魚に影響が出た場合など、誰が責任をとるのか。

○登録の失効に関する問題

- ・ 登録農薬を、本当は危ないという事情を伏せて登録を続け、3年ごとの更新時にこっそり失効させたものが使用されてしまうということがあるのではないか。そういう場合に責任をとらなくて良いのか。

○有機農業の推進

- ・ ニーズがあるから有機農産物が供給されるようにするという局長の言葉は寂しい。農薬は使っても安全かも知れないが、市の有機農家は、安全な食べ物を食べてもらうため、そして自分たちの健康のために、農薬は使っていない。先日、行政の方が有機農産物を見て「農薬なしでこんなにきれいに作れるはずはない」と言われ憤慨したが、行政は安全を第一に考え施策を行ってほしい。
- ・ 農薬を使っている人も記帳するなど苦労しながら農薬を減らす努力をしているが、少しでも減らすとキャベツが穴だらけになるという現状もある。有機栽培が非常に難しい作物もあり、有機農業を尊ぶあまり、慣行農業を疎んじることのないようにしてほしい。

○農薬に関する情報提供・情報公開の推進

- ・ 農水省は農家に農薬の知識を普及し、農薬の安全確保を進めてほしい。特別な栽培を行っている生産者と契約栽培をしているが、3月時点で、「改正農薬取締法の手引き」やマイナー作物の経過措置の情報を的確に知っている農家はいなかった。県の普及員の回答も要領を得なかった。行政からの農家等への情報提供が不十分なのではないか。
- ・ 農薬の補助剤はP R T R法（「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」）でも規制の対象となっているのががあるが、補助剤の情報公開がなされていない。補助剤のA D Iがどう検討されているかも分からない。
- ・ リスクコミュニケーションは、政策決定過程も含め情報の公開を徹底しなければできない。以前より出されるようになったがまだ不十分。農薬の有効成分以外の補助成分に関する情報は出されていないし、毒性試験の概要だけである。経過措置に係る残留農薬データも公表すべきである。消費者はハーブなどにもこういう形で農薬が使用されていることを知らない。

○研究の推進

- ・ 残留農薬の規制は厳しくなるが、農薬の飛散に関して対処が遅れている。厚生労働省や環境省は取り締まるならきちんとした研究をしていくべき。マイナー作物と農薬の飛散対策に予算をつけるべき

である。

(残留農薬についての意見交換は、次回9月30日に継続する)

3. その他(行政からの情報提供)

(1) 米の需給について資料説明

(2) 新たな食料・農業・農村基本計画の策定について資料説明